特定秘密保護法に反対する声明

2013年11月30日

　日本住宅会議

現在国会で審議されている「特定秘密保護法案」は、数多くの疑念をはらみ、きわめて危険な内容であるにもかかわらず、十分な審議もせず、衆議院で採決されました。福島で行われた公聴会で全員が反対表明したにもかかわらず、その翌日に強行可決したことや、反対デモをテロと同一視するといった姿勢に、この法案の反国民的な性格が現れています。

秘密保護法は、何が秘密であるかを明らかにせず、秘密指定されたものは30年ないし60年、事項によっては永久に公開しない、懲役10年の重罰を設けるなど、知る権利を侵害し、国民を検察・警察などの監視下におき、日本を暗い疑心暗鬼の社会に導くものです。法案は防衛、外交だけでなく「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」に関連した事柄を「秘密」とします。しかし、これら「秘密」の範囲は限りなく拡大することが可能で、政府に都合の悪いことを隠し、そうした情報に接近しようとする活動を萎縮させる狙いを持っています。

日本住宅会議は、国民の居住条件や住宅問題を解明し、人間にふさわしい住居と環境を実現するために政策提言活動などを行ってきました。脱法ハウスの広がりなど、居住貧困の現状を把握し分析するには、さまざまな行政情報の収集が欠かせません。東日本大震災の被災地や原発地域における住宅復興やまちづくり、沖縄をはじめ各地の基地返還とまちづくりは私たちにとって大きな課題ですが、それらに関する情報が今まで以上に隠される危険性があります。

秘密保護法は、国民の知る権利を奪い、政治や社会活動への参加を封じるもので、市民が安心して生活できるまちづくり・住まいづくりにとって著しく障害となるため、私たちはこの法案の廃案を強く求めるものです。

〔連絡先〕日本住宅会議・理事長　立命館大学政策科学部　塩崎賢明

　　　　　℡・Fax　０７５－４６６－３２５８　mail shioken@fc.ritsumei.ac.jp